

第百五十二号議案

東京都保健医療局関係手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年五月二十九日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都保健医療局関係手数料条例の一部を改正する条例

東京都保健医療局関係手数料条例（平成十二年東京都条例第八十七号）の一部を次のように改正する。

別表二十一の項中「大麻取締法（）」を「大麻草の栽培の規制に関する法律（）」に改め、同項イ中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改め、「大麻取締法（）」を「大麻草の栽培の規制に関する法律（）」に改め、同項イ中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」を「大麻草採取栽培者免許申請手数料」に改め、同項ロ中「大麻取締法第十条第五項」を「大麻草の栽培の規制に関する法律第六条第三項」に、「大麻取扱者登録事項」を「大麻草採取栽培者名簿の登録事項」に、「大麻取扱者登録変更手数料」を「大麻草採取栽培者登録変更手数料」に、「変更申請」を「変更届出」に改め、同項ハ中「大麻取締法第十条第六項」を「大麻草の栽培の規制に関する法律第七条第三項」に、「大麻取扱者免許証の」を「大麻草採取栽培者の免許証の」に、「大麻草採取栽培者の免許証再交付手数料」を「大麻草採取栽培者免許証再交付手数料」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号。以下「改正法」という。）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に、改正法附則第六条の規定により改正法第一条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十四号）第五条第一項の規定に基づく免許の申請がなされた場合においては、前項の規定にかかわらず、この条例による改正後の東京都保健医療局関係手数料条例別表二十一の項イに定めるところにより、手数料を徴収する。

3 この条例による改正前の東京都保健医療局関係手数料条例別表二十一の項の規定は、改正法附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる大麻栽培者及び大麻研究者については、なおその効力を有する。

（提案理由）

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号）の施行による大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。